

令和2年度 第4回 池田町まちづくり会議

と き 令和2年10月22日(木)午後6時から

ところ 池田町西部地域コミュニティセンター

1.開会

2.会長挨拶

3.報告(説明)事項

(1)経過等の報告

4.協議事項

(1)総合計画「総論」 策定協議について

(2)総合計画「基本計画」策定協議について

(3)総合計画「基本構想」策定協議について

(将来像、人口指標、土地利用の方向、基本方針、施策の大綱)

(4)今後の会議の進め方について

5.その他

6.次回の開催予定

7.閉会

令和2年度第4回まちづくり会議に向けて（事前説明）

資料1：総合計画「総論」修正等一覧

「池田町第5次総合計画 第1編 総論（R02.07.20案）」からの修正等一覧
（まちづくり会議での検討、町議会調査による指摘等）
全体会議において、内容の協議・確認を行います。

資料2：総合計画「基本計画」修正等一覧

「池田町第5次総合計画 基本計画（R02.09.02案）」からの修正等一覧
（まちづくり会議での検討、町議会調査による指摘等）
全体会議において、内容の協議・確認を行います。

資料3：総合計画「基本計画（案）-追加施策分」検討資料

これまでのまちづくり会議での協議・確認を行っていなかった施策として、今回追加します。
全体会議において、内容の協議・確認を行います。

資料4：総合計画「基本構想」検討資料

これまでのまちづくり会議における「総論」、「基本計画」の検討結果を受け、町議会の議決を受ける「基本構想」部分の協議に入ります。
全体会議において概要を説明した後、部会による協議、全体確認により、基本構想の検討作業を進める予定です。

以上、次回まちづくり会議に係る事前配布資料の説明とします。

総合計画の策定作業も最終版を迎えています。お忙しい時期とは思いますが、ご協力をお願い致します。

（池田町役場企画財政課）

資料 1 (池田町第5次総合計画 第1編 総論 (R02.07.20案)からの修正等一覧)

位 置	変 更 前	変 更 後
1 ページ 1 (1) 5 段落目	こうした状況の中、複雑・多様化する地域課題への的確な対応、住民と行政による協働のまちづくりの方向性の共有、持続 的発展 を目指し、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、池田町第5次総合計画を策定します。	こうした状況の中、複雑・多様化する地域課題への的確な対応、住民と行政による協働のまちづくりの方向性の共有、持続 可能なまちづく り を目指し、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、池田町第5次総合計画を策定します。
2 ページ 2 (1)	2 (1) 住民 参加 による計画づくり	2 (1) 住民 参画 による計画づくり
2 ページ (3) 基本計画		基本計画 基本構想の実現のために必要な目標や施策、 <u>その達成度を測る指標</u> <u>などを示した計画</u> 計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢の変化に対応するため、中間時点で見直しを行うこととします。 <u>なお、指標については、中間時点を目標の時期としています。</u>
4 ページ 3 (4) 3 段落目	グローバル化と高度情報化の進展により、過疎地域における格差是正の可能性が高まるとともに、社会の変化に対応できる人材の育成、新たな時代を力強く切り拓く人づくりが求められています。また、 <u>産業連携による付加価値化や食や観光など地域の「強み」をいかした取り組みなど、地域を支える農林水産業の成長産業化</u> が求められています。	グローバル化と高度情報化の進展により、過疎地域における格差是正の可能性が高まるとともに、社会の変化に対応できる人材の育成、新たな時代を力強く切り拓く人づくりが求められています。また、 <u>食や観光など地域の「強み」をいかし、産業間の連携等により付加価値を高める取り組み</u> が求められています。
4 ページ 3 (6) (7) 順序入れ替え	3 (<u>6</u>) 持続可能な開発目標 (S D G s) の推進 3 (<u>7</u>) 感染症予防対策を取り入れた生活様式への対応	3 (<u>6</u>) 感染症予防対策を取り入れた生活様式への対応 3 (<u>7</u>) 持続可能な開発目標 (S D G s) の推進
4 ページ 3 (6) 1 段落目		<u>2015 (平成27)年9月</u> 、「持続可能な開発目標 (S D G s)」が国連において採択され、持続可能な社会づくりに向けた取り組みが世界規模で進められています。
4 ページ 3 (7) 1 段落目	国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を一変させました。国では「新しい生活様式」の実践を、 <u>北海道でも「新北海道スタイル」の取り組み</u> を求め、企業・事業者なども含めた国民全体でこの危機を乗り越えることを目指しています。	国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を一変させました。国では「新しい生活様式」の実践を求め、企業・事業者なども含めた国民全体でこの危機を乗り越えることを目指しています。

資料 1 (池田町第 5 次総合計画 第 1 編 総論 (R02.07.20 案) からの修正等一覧)

位 置	変 更 前	変 更 後
5 ページ 4 (1) 3 段落目	<p>気候は、夏は 30 を超え、冬は氷点下 20 を下回ることから、1 年の寒暖の差は 50 以上になります。<u>降雨量、降雪量ともに十勝管内では少ない方で、“十勝晴れ”と呼ばれるさわやかな晴天に恵まれることが多いのも特徴です。</u></p>	<p>気候は、夏は 30 を超える<u>日もあり</u>、冬は氷点下 20 を下回る<u>日も少なくない</u>ことから、1 年の寒暖の差は 50 以上に<u>も</u>なります。<u>降雨量、降雪量ともに少なく、日照時間は全国有数の長さ</u>に恵まれており、“<u>十勝晴れ</u>”と呼ばれるさわやかな晴天が多いのも特徴です。</p>
5 ページ 4 (2) 1 段落目 ~	<p>池田町は、明治 32 年 5 月「凋寒村外 13 ヲ村戸長役場」の設置に始まり、<u>平成 30 年には開町 120 年</u>を迎えました。池田町に和人として初めて入植したのは山梨県出身の武田菊平氏で、明治 12 年のことでした。明治 29 年には本格的に開墾が始まり、旧鳥取藩主家当主の池田仲博侯爵による「池田農場」と大資本家の高島嘉右衛門氏による「高島農場」の二大農場によって開拓が進められました。明治の末期から大正時代にかけては、水害や冷害、病虫害などによる凶作にたびたび苦しめられましたが、この苦難・苦闘の時代を乗り越えた先人と、先人によって切り開かれた豊かな大地が池田町の礎となっています。</p>	<p>池田町は、明治 32 年 5 月「凋寒村外 13 ヲ村戸長役場」の設置に始まり、<u>令和 2 年には開町 122 年</u>を迎えました。<u>本町には、古くからアイヌの人々が暮らしを営んでいましたが</u>、池田町に和人として初めて入植したのは山梨県出身の武田菊平氏で、明治 12 年のことでした。明治 29 年には本格的に開墾が始まり、旧鳥取藩主家当主の池田仲博侯爵による「池田農場」と大資本家の高島嘉右衛門氏による「高島農場」の二大農場によって開拓が進められました。明治の末期から大正時代にかけては、水害や冷害、病虫害などによる凶作にたびたび苦しめられましたが、この苦難・苦闘の時代を乗り越えた先人と、先人によって切り開かれた豊かな大地が池田町の礎となっています。</p> <p><u>この地で自然と調和して生きてきたアイヌの人々の精神と、新天地を求めて移り住んだ人々のたくましい開拓の精神が、本町の礎となっていることを忘れず、次の世代へと継承していかなければなりません。</u></p>
5 ページ 4 (3) 1 段落目	<p><u>池田町のまちづくり</u>を特徴づける「ワインづくり」は、事業着手からすでに半世紀以上が経過し、ブドウ栽培やワイン製造、販売を通じた産業連携や雇用維持への効果とともに、ワイン城や製造施設の観光拠点としての役割、食文化の発展や国際・地域間交流への波及など多方面への広がりをもたらしました。これらの取り組みを通じて得た「無から有を生み、質を高め、多方面へ展開する」という経験と考え方は、本町の「ひとづくり」、「ものづくり」、「まちづくり」に欠くことのできないものとなっています。</p>	<p><u>池田町では、十勝川と利別川に育まれた肥沃な大地の恵みを土台に、豊かな生活基盤と産業経済、文化の将来への継承を目指すとともに、住民との協働による特色あるまちづくりを進めています。</u></p> <p><u>本町</u>のまちづくりを特徴づける「ワインづくり」は、事業着手からすでに半世紀以上が経過し、ブドウ栽培やワイン製造、販売を通じた産業連携や雇用維持への効果とともに、ワイン城や製造施設の観光拠点としての役割、食文化の発展や国際・地域間交流への波及など多方面への広がりをもたらしました。これらの取り組みを通じて得た「無から有を生み、質を高め、多方面へ展開する」という経験と考え方は、本町の「ひとづくり」、「ものづくり」、「まちづくり」に欠くことのできないものとなっています。</p>
4 (5) 追加		4 . 池田町の現況とあゆみ (5) 財政の状況
5 追加		5 . S D G s と自治体行政の役割の関係

資料 2 (池田町第 5 次総合計画 基本計画 (R02.09.02 案) からの修正等一覧)

位 置	変 更 前	変 更 後
6 ページ 【施策の主な内容】	(1) 包括的支援体制の整備に向けた関係機関・団体等との連携の強化	(1) <u>アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現</u> 包括的支援体制の整備に向けた関係機関・団体等との連携の強化
1 4 ページ 【施策の主な内容】	(3) <u>水田</u> における高収益作物等への転換の奨励	(3) <u>転作田</u> における高収益作物等への転換の奨励
1 5 ページ 【現状と課題】 4 段落目	農業生産基盤および農村生活機能を守り、安定した農業経営を確保するため、排水機場整備を含めた排水機能の向上に努めるとともに、作業効率の向上や省力化の <u>推進</u> 、さらには近い将来に見込まれるスマート農業時代の到来を見据え、農地の大区画化等を <u>推奨し、農業生産基盤の整備を積極的に進めていく</u> 必要があります。	農業生産基盤および農村生活機能を守り、安定した農業経営を確保するため、排水機場整備を含めた排水機能の向上に努めるとともに、 <u>水田(転作田)【 】地域の畑地転換を推奨し、農業生産基盤の整備を積極的に進めていく必要があります。また、</u> 作業効率の向上や省力化、さらには近い将来に見込まれるスマート農業時代の到来を見据え、農地の大区画化などを <u>推進する</u> 必要があります。
1 5 ページ 【施策の主な内容】		(1) <u>転作田の畑地転換による基盤整備事業の推進</u>
1 5 ページ 語句説明		水田、転作田：昭和 45 年の米の生産調整(減反政策)以降、池田町でも水田の大部分が転作され、現在は約 1,210 ヘクタール(令和 2 年度現在)について、水田としての機能を維持しながら、畑作物や飼料作物の作付け(転作)がされている状況にあります。
1 6 ページ 【現状と課題】 5 段落目		女性農業者を中心に、地元農畜産物などを活用した食品加工、フレッシュミズ活動や「農村女性の日」を通じた農村活性化に向けた取り組みが行われています。 <u>女性は、</u> 農村地域の交流活動の促進はもとより、農業の重要な担い手であるにもかかわらず農業経営や各種団体などの方針決定における参画が十分ではない現状を改善し、農村地域における男女共同参画を推進する必要があります。
1 6 ページ 語句説明		家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの(農林水産省)。

資料 2 (池田町第 5 次総合計画 基本計画 (R02.09.02 案) からの修正等一覧)

位 置	変 更 前	変 更 後
17 ページ 【現状と課題】 1 段落目	<p>外材の輸入減少に伴い国産材の伐採が増加し、伐採期を迎えたカラマツ人工林の伐採が旺盛であることに加え、天然林において、森林管理の意欲が減退した森林所有者による計画性を欠いた伐採などが見受けられ、新たな造林未済地が発生しています。また、林業従事者の担い手不足が深刻化し、適正な管理が行われていない森林が増えている状況にあります。</p>	<p>外材の輸入減少に伴い国産材の伐採が増加し、伐採期を迎えたカラマツ人工林の伐採が旺盛であることに加え、天然林において、森林管理の意欲が減退した森林所有者による計画性を欠いた伐採などが見受けられ、造林未済地の拡大が懸念されます。また、林業従事者の担い手不足が深刻化し、適正な管理が行われていない森林が増えている状況にあります。</p>

資料 2 (池田町第 5 次総合計画 基本計画 (R02.09.02 案) からの修正等一覧)

位置	変更前	変更後
<p>18 ページ 【現状と課題】 1 段落目～</p>	<p>生活圏域の広域化や消費者ニーズの多様化により、都市型大型店舗やインターネット利用により商品購入を行う割合が増え、消費購買力の流出が課題となっています。</p> <p>本町の商業を取り巻く情勢として、利別地区への都市型大型店舗群やコンビニエンスストアの出店により地域住民の利便性が向上していますが、市街地の商店街では、買い物客の減少とともに、商業者の担い手不足や高齢化が進み、事業所数、従業者数ともに年々減少しています。特に、池田市街の大通商店街は、空き店舗が増え、空洞化が深刻化している状況にあります。</p> <p>しかしその一方で、町の補助制度などを活用した新規起業や販路の開拓、新商品の開発等に取り組む事業者もあり、また、地域おこし協力隊による活動等も契機となり、複数店舗による地場の食材等を活用したメニュー開発、合同イベントの開催など、商店街に人を呼び込む取り組みも行われています。</p> <p>また、商工業者による地域に根ざした商品販売や地域密着のサービスを地域住民に分かりやすく伝える取り組みも続けられており、広報池田でも「愛町購買運動」、「池産池消【 】」の呼びかけを続けています。新型感染症感染拡大に伴う生活様式の見直しにより消費行動の変化も見られることから、「地元で買おう、地元で使おう、地元で食べよう」の実践に向けた意識を浸透させ、大型店舗との差別化を図り、町内消費の機運を高める取り組みが必要となっています。</p> <p>また、商店街には、住民の生活の場としての活力と住民コミュニティの賑わいを担う重要な役割があります。</p> <p>商業の振興および商店街の活性化を図るため、空き地・空き店舗の再利用の促進、継続的なイベント開催、観光客や期間滞在者などを含めた交流が求められています。</p> <p>今後も、商工会を通じた経営指導の実施、町融資制度の利用促進などにより、商業者の経営の安定と経営力強化を支援するとともに、起業に向けたセミナーの開催や、新規起業への経済支援について、支援に取り組む必要があります。</p>	<p>生活圏域の広域化や消費者ニーズの多様化により、都市型大型店舗やインターネット利用により商品購入を行う割合が増え、消費の町外流出が課題となっています。</p> <p>本町の商業を取り巻く情勢として、利別地区への都市型大型店舗群やコンビニエンスストアの出店により地域住民の利便性が向上していますが、市街地の商店街では、買い物客の減少とともに、商業者の担い手不足や高齢化が進み、事業所数、従業者数ともに年々減少し、商店街としてのまとまりが薄れてきている状況にあります。特に、池田市街の大通商店街は、空き店舗が増え、空洞化が深刻化している状況にあります。</p> <p>しかしその一方で、町の補助制度などを活用した新規起業や販路の開拓、新商品の開発等に取り組む事業者もあり、また、地域おこし協力隊による活動等も契機となり、複数店舗による地場の食材等を活用したメニュー開発、合同イベントの開催など、商店街に人を呼び込む取り組みも行われています。地域に根ざした商品販売や地域密着のサービスを地域住民に分かりやすく伝える取り組みも続けられており、広報池田でも「愛町購買運動」、「池産池消【 】」の呼びかけを続けています。新型感染症感染拡大に伴う生活様式の見直しにより消費行動の変化も見られることから、「地元で買おう、地元で使おう、地元で食べよう」の実践に向けた意識を浸透させ、大型店舗との差別化を図り、町内消費の機運を高める取り組みが、今まで以上に必要となっています。</p> <p>また、商店街には、住民の生活の場としての活力と住民コミュニティの賑わいを担う重要な役割があります。これらの役割の維持に向け、商業の振興および商店街の活性化を図るとともに、空き地・空き店舗の再利用の促進、継続的なイベント開催、観光客や期間滞在者を含めた交流などの施策の展開、今後も求められています。</p> <p>今後も、商工会を通じた経営指導の実施、町融資制度の利用促進などにより、商業者の経営の安定と経営力強化を支援するとともに、起業に向けたセミナーの開催や、新規起業への経済支援についても積極的に取り組む必要があります。</p>

資料 2 (池田町第5次総合計画 基本計画 (R02.09.02 案) からの修正等一覧)

位置	変更前	変更後
<p>18ページ 【施策の主な内容】</p>		<p>(1) 多角的、複業的な経営<u>などチャレンジ意欲あふれる事業</u>への支援</p> <p>(3) <u>既存事業の継承や拡大</u>、起業・創業への支援</p> <p>(4) <u>商業振興体制の整備・充実</u> <u>関係機関・団体相互の連携協調の強化</u></p>
<p>20ページ 【現状と課題】 2段落目</p>		<p>本町では、これまで、ワイン城や秋のワイン祭りなど「十勝ワイン」を主体とした観光振興、誘客を進めてきましたが、<u>令和元年度に策定した池田町観光振興計画では、観光を通じて実現したいまちの姿を表すコンセプト・ワードとして「ikedining(イケダイニング)」（池田町の特産品や体験、出来ること、それらのすべてがのった“食卓”）を定めています。今後は、この「ikedining(イケダイニング)」の実現に向け、食や景観といった豊富な地域資源をより魅力的に組み合わせ、ニーズに応じた多様な体験を提供することにより、通過型観光からの脱却を図り、観光客の満足度を高める必要があります。</u></p>
<p>20ページ 【現状と課題】 5段落目</p>	<p>これら、観光振興策の推進に向け、観光協会や商工会、各事業者などと町が連携し取り組んできましたが、今後は、池田町観光振興計画の課題を意識しながら、<u>特に全国各地で設立が進む日本版DMO【 】</u>について、本町でもその推進体制を確立し、住民と事業者、関係団体と行政が一体となった「観光によるまちづくり」を進める仕組みづくりに取り組む必要があります。</p>	<p>これら、観光振興策の推進に向け、観光協会や商工会、各事業者などと町が連携し取り組んできましたが、今後は、池田町観光振興計画の課題である「<u>来訪者が何を目的に池田町を目指し、どこを訪れ、何を購入するか、そしてそこに住民がいかにかかわるか</u>」を意識し<u>取り組む必要があります。また、全国各地で設立が進む日本版DMO【 】</u>について、本町でもその推進体制を確立し、住民と事業者、関係団体と行政が一体となった「観光によるまちづくり」を進める仕組みづくりに取り組む必要があります。</p>
<p>20ページ 【施策の主な内容】</p>	<p>(2) 体験型観光の<u>推進</u></p> <p>(3) <u>DMOを核とした観光振興体制の検討</u></p>	<p>(2) 体験型観光の<u>充実に向けた連携の強化</u> <u>“アフターコロナ”を見据えたインバウンド対策の効果的な展開</u></p> <p>(3) <u>関係機関・団体相互の連携協調の強化</u> <u>DMOを核とした観光振興体制の確立</u></p>

資料 2 (池田町第 5 次総合計画 基本計画 (R02.09.02 案) からの修正等一覧)

位置	変更前	変更後
21 ページ 【現状と課題】 3 段落目		農業振興を目的に開始した本事業ですが、町内の <u>ワイン原料用ブドウ</u> の生産者数の増加や栽培面積の拡大が十分に進んでいる状況にはなく、省力化作業体系の確立が課題となっています。次なる耐寒性品種、特に白品種の選抜・育種を進め、本町で栽培可能な品種を増加させ、ワイン原料としての優位性及び生産性の向上を図ることにより、生産奨励を続ける必要があります。
23 ページ 【現状と課題】 5 段落目	障がい者の自立と社会参加の <u>推進</u> に向け、町でも町内外の就労支援事業所などへの優先調達【 】の推進に努めています。今後も、企業など雇用者と就労支援事業所などとのつながりを強め、雇用先同士の情報交換や就労定着に向けた取り組みを進める必要があります。	障がい者の自立と社会参加の <u>促進</u> に向け、町でも町内外の就労支援事業所などへの優先調達【 】の推進に努めています。今後も、企業など雇用者と就労支援事業所などとのつながりを強め、雇用先同士の情報交換や就労定着に向けた取り組みを進める必要があります。
26 ページ 【現状と課題】 1 段落目	近年、地震や集中豪雨など、これまでの想定を超えた大規模な自然災害が全国各地で相次いで発生しています。大規模災害の発生を想定し、人命を最重視した被害の最小化と社会経済活動の迅速な回復を図る減災対策の推進が求められています。また、 <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により</u> 、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保した避難所の設営が求められており、地域防災計画の改正など早急な対応が必要となります。	近年、地震や集中豪雨など、これまでの想定を超えた大規模な自然災害が全国各地で相次いで発生しています。大規模災害の発生を想定し、人命を最重視した被害の最小化と社会経済活動の迅速な回復を図る減災対策の推進が求められています。また、 <u>感染症対策として</u> 、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保した避難所の設営が求められており、地域防災計画の改正など早急な対応が必要となります。
26 ページ 【現状と課題】 5 段落目		災害発生時への対応には、地域防災力の強化が欠かせないものとなります。自主防災組織の育成を図るとともに、災害時協定の締結による各種団体や事業所の協力も含め、地域防災体制の整備を進める必要があります。 <u>また、外国からの武力攻撃やテロなど不測の事態への備えについても、池田町国民保護計画に基づき、国や北海道、関係機関との連携により、万全を期す必要があります。</u>
30 ページ 【施策の主な内容】	(3) 快適な道づくり <u>特色ある</u> 道路景観の整備	(3) 快適な道づくり <u>地域環境に即した</u> 道路景観の整備
32 ページ 【施策の主な内容】	<u>(1) 公園整備の推進</u> <u>広域公園</u>	(削除)
33 ページ 【施策の主な内容】	(1) 水道設備の適正な <u>整備</u> (2) <u>資産管理計画の策定による効率的な設備管理</u>	(1) 水道設備の適正な <u>管理</u> (2) <u>効率的な設備管理に向けた資産管理計画の策定</u>

資料 2 (池田町第5次総合計画 基本計画 (R02.09.02 案) からの修正等一覧)

位置	変更前	変更後
34ページ 【現状と課題】 5段落目		現在 、下水処理から生じる汚泥は、たい肥化し再生利用を図っています。国でも下水汚泥の再生利用を推進しており、廃棄物の適正処理と資源循環・有効利用の両立に向け、 引き続き 取り組みを続ける必要があります。
35ページ 【施策の主な内容】	(2) 良質な公営住宅等の推進	(2) 公営住宅等の適正な管理
36ページ 【現状と課題】 4段落目	本町の恵まれた自然環境を次世代に継承するためにも、環境負荷の少ないまちづくりが求められています。低炭素型社会【 】の実現に向け、住民、事業者、行政が 一体となり 、自然環境に配慮した 施策 に取り組む必要があります。	本町の恵まれた自然環境を次世代に継承するためにも、環境負荷の少ないまちづくりが求められています。低炭素型社会【 】の実現に向け、住民、事業者、行政の 各々が 、自然環境に配慮した 行動 に取り組む必要があります。
38ページ 【現状と課題】 3段落目	不適切なごみ排出への対応や、高齢者世帯などへごみ分別・排出への支援は、町内会など地域活動における協力が欠かせません。人口減少による地域力の低下が指摘され、町内会加入率も低下傾向にありますが、一方で、町内会などによる資源ごみ集団回収は、収集量・率とも維持されており、ごみの減量化と再資源化の促進に資する取り組みの継続を、今後も支援 を続ける 必要があります。 近年、4R(4つのR)【 】の取り組みが推奨されています。住民や事業者、行政が一体となって廃棄物の発生抑制、 再使用や再資源化 に取り組む 必要があります。	不適切なごみ排出への対応や、高齢者世帯などへのごみ分別・排出への支援は、町内会など地域活動における協力が欠かせません。人口減少による地域力の低下が指摘され、町内会加入率も低下傾向にありますが、一方で、町内会などによる資源ごみ集団回収は、収集量・率とも維持されており、ごみの減量化と再資源化の促進に資する取り組みの継続を、今後も支援 する 必要があります。 近年、4R(4つのR)【 】の取り組みが推奨されています。住民や事業者、行政が一体となって廃棄物の発生抑制、 再資源化や再利用、再生利用に向けた意識を高め、持続可能な生産消費形態の確保に向けた役割を果たすことが求められています。
39ページ 【施策の主な内容】	(1) 確かな学力 や健康 、体力を育む教育の充実	(1) 確かな学力・体力を育む教育の充実
39ページ 【施策の主な内容】	(1) ___ コミュニティスクールの充実 ___ 外国語指導助手の配置	(1) ふるさと教育の充実 ___ コミュニティ・スクールの充実 ___ 外国語指導助手の配置
40ページ 【施策の主な内容】	(3) ___ スクールバスの安全運行の確保	(3) ICTを活用した教育環境の充実と人材育成の推進 ___ スクールバスの安全運行の確保

資料 2 (池田町第 5 次総合計画 基本計画 (R02.09.02 案) からの修正等一覧)

位 置	変 更 前	変 更 後
4 1 ページ 【現状と課題】 2 段落目	本町では、 農業者や商工業者による青年部 、PTA、女性団体などを主体とした学習・研修活動が行われています。各世代が生きがいを持ち充実した生活を過ごすことができるよう、社会教育関係団体や地域における自主的な学習活動を行う団体などへ支援を行うとともに、生涯学習を通して一人ひとりがそれぞれの能力や可能性を伸ばしながら、変化に対応できる知識や技能を身に付け、地域の課題解決や様々な地域活動に参画していくことが求められています。	本町では、 農業協同組合や商工会の青年部や女性部 、PTA、女性団体などを主体とした学習・研修活動が行われています。各世代が生きがいを持ち充実した生活を過ごすことができるよう、社会教育関係団体や地域における自主的な学習活動を行う団体などへ支援を行うとともに、生涯学習を通して一人ひとりがそれぞれの能力や可能性を伸ばしながら、変化に対応できる知識や技能を身に付け、地域の課題解決や様々な地域活動に参画していくことが求められています。
4 1 ページ 【施策の主な内容】		(2) 人材育成と支援ボランティアの協力
4 2 ページ 【施策の主な内容】	(1) 学校支援ボランティア の育成・支援 (3) — 青少年の体験活動の推進	(1) 学校支援ボランティア 等の活用 (3) 少年団活動などの指導者育成 — 青少年の体験活動の推進
4 8 ページ 【施策の主な内容】		(1) 新規 起業への情報提供と人材育成

池田町第5次総合計画 第3編 基本計画(案)

施策体系(案)

施策項目	頁	備考
基本目標○ 子育て支援、福祉、保健・医療分野		(検討中：基本目標内容)
政策1 子育て <u>環境の充実</u>		
施策1 子育て支援		
施策2 子育て支援 <u>[保育環境]</u>		
施策3 子育て支援 <u>[発達支援]</u>		
政策2 <u>福祉の充実</u>		
施策1 地域福祉		
施策2 高齢者福祉		
施策3 障がい者福祉		
施策4 社会保障		
政策3 <u>保健・医療の充実</u>		
施策1 保健		
施策2 医療		
基本目標○ 産業分野		(検討中：基本目標内容)
政策1 <u>農林業の振興</u>		
施策1 農業		
施策2 農業 <u>[基盤整備、資源保全]</u>		
施策3 農村地域活動		
施策4 林業		
政策2 <u>商工業・観光の振興</u>		
施策1 商業		
施策2 工業、建設業、企業誘致		
施策3 観光		
政策3 <u>ブドウ・ブドウ酒事業の推進</u>		
施策1 ブドウ・ブドウ酒事業		
施策2 ブドウ・ブドウ酒事業 <u>[地域連携]</u>		
政策4 <u>勤労者福祉の充実、消費者の保護</u>		
施策1 労働環境、勤労者福祉		
施策2 消費者保護		
政策5 <u>産業連携、起業化の推進</u>		(検討中：政策内容)
施策1 産業連携、起業化支援		(検討中：施策内容)

施策体系(案)

施策項目		頁	備考
基本目標○ 生活基盤等分野			(検討中：基本目標内容)
政策1 <u>計画的な土地利用の推進</u>			
施策1	土地利用	p 4	10/22～まちづくり会議検討
政策2 <u>安全安心、情報化の推進</u>			
施策1	消防、救急		
施策2	防災		
施策3	防犯、交通安全		
施策4	情報通信基盤		
政策3 <u>生活基盤の整備</u>			
施策1	河川		
施策2	道路		
施策3	生活交通		
施策4	公園、緑化		
施策5	水道		
施策6	下水道		
政策4 <u>生活環境の整備</u>			
施策1	住宅、宅地		
施策2	環境保全		
施策3	環境衛生		
施策4	ごみ処理、資源循環		
基本目標○ 教育、芸術文化・スポーツ分野			(検討中：基本目標内容)
政策1 <u>学校教育の充実</u>			
施策1	小・中学校教育		
施策2	教育環境整備		
政策2 <u>社会教育の推進</u>			
施策1	社会教育		
施策2	青少年の健全育成		
政策3 <u>芸術文化・スポーツ活動の振興</u>			
施策1	芸術文化活動		
施策2	スポーツ活動		

施策体系(案)

施策項目		頁	備考
基本目標○ 協働のまちづくり、自治体運営分野			(検討中：基本目標内容)
政策1 協働のまちづくりの推進			
	施策1 広報広聴、情報共有		
	施策2 住民参加、男女共同参画	p 5	10/22～まちづくり会議検討
	施策3 地域コミュニティ活動		
	施策4 国際交流、地域間交流		
	施策5 移住		
政策2 効率的な自治体運営の推進			
	施策1 行政運営	p 6	10/22～まちづくり会議検討
	施策2 財政運営	p 7	10/22～まちづくり会議検討
	施策3 広域行政	p 8	10/22～まちづくり会議検討

基本目標〇 (生活基盤等分野)

政策 1 計画的な土地利用の推進

施策 1 土地利用

【現状と課題】

本町の総面積は 371.79 km²であり、土地利用の状況は、農地が約 21%、牧野が約 15%、山林が約 46%、宅地が約 1%、その他雑種地などが約 17%となっています。大別すると市街区域、農業区域、自然(森林)区域に分けられます。利別川を挟み、池田、利別の市街地が形成されており、その周縁部を含む 18.35 km²を本町の都市計画区域とし、そのうち 3.58 km²は、住居地域、商業地域、工業地域に指定しています。将来的な人口動態を踏まえ、住居区域の拡大を抑制しつつ、計画的かつ合理的な土地利用の推進に努める必要があります。

池田市街地は、町内人口・世帯の約半数が集中しています。人口減少や後継者不足により利用されない住宅や商店が増えていますが、一方で、通院や買い物の利便性からまちなか居住を求める声も多く、未利用土地・建物の有効活用や公共施設の整理統合も含め、集約的な利便性の高い市街地形成を進める必要があります。

利別市街地は、町内人口・世帯の約 2 割が居住しています。国道や道道が通り、沿道には大型商業施設が立地し、帯広方面・オホーツク方面からの玄関口の役割を担っています。交通アクセスの良さをいかし、未利用地の有効活用に向けた検討を進めるとともに、良好な住環境を保全し、定住促進を図る必要があります。

高島地区は、役場支所を設置し、農業協同組合や郵便局、商店や給油所などの生活拠点が形成されていますが、人口減少が特に顕著であり、住民の生活機能維持への支援が必要となっています。

農業区域は、十勝川、利別川、十弗川沿いを中心に広がり、水田農業地帯であったことから経営規模は十勝管内最小にあり、経営効率化に向けた農地の集約化が課題となっています。また、一部の条件不利地に遊休化する農地が発生しつつあります。基幹産業である農業のさらなる振興に向け、優良農地の保全と確保、有効利用を進める必要があります。

自然(森林)区域は、利別川および十弗川の東西を広く覆っており、約 4 割がカラマツを主体とする人工林となっています。国土の保全、水源かん養など森林の持つ公益的機能の維持・向上と、持続可能な林業経営の両立を進める必要があります。

土地利用および土地取引を円滑に進めるための地籍調査は、平成 2 年度から着手し全体面積の 68.6%が終了(令和元年度末現在)しています。国費予算の縮減により市街地を含む未調査地の事業規模確保が困難な状況にありますが、国土強靱化、防災減災対策として国の重点施策ともされており、国土調査事業第 7 次十箇年計画に基づき、調査の円滑な推進が求められています。

【施策の方針】

市街区域、農業区域、自然(森林)区域などそれぞれの地域特性を活かした調和と秩序ある開発に配慮し、計画的かつ合理的な土地利用の推進と地籍調査の促進を図ります。

【施策の主な内容】

- (1) 自然環境を重視した土地利用の推進
 - 都市計画に基づく土地利用計画の適正な運用
 - 優良農地の保全および確保
 - 森林の持つ公益的機能の維持および保全
- (2) 都市基盤整備の推進
 - コンパクトにまとまった市街地の形成
 - まちなか居住の推進
 - 公共施設の適正配置と集約化の推進

- (3) 地籍調査の推進
地籍調査の計画的推進と調査成果の適正な管理

【 目標指標 】
(作成中)

- 【 関連する主な分野別計画等 】
池田町都市計画マスタープラン
国土調査事業十箇年計画

基本目標〇 (協働のまちづくり、自治体運営分野)
政策 1 協働のまちづくりの推進

施策 2 住民参加、男女共同参画

【 現状と課題 】

協働のまちづくりの推進に向け、住民参加の在り方を検討し、住民の声をまちづくりに生かす仕組みの構築が重要となります。

近年は、各種の計画策定に際し、アンケート調査や説明会の開催に加え、住民参画型ワークショップの開催やパブリックコメント制度(意見公募手続き制度)の実施などにより、住民意向の把握と反映に努めています。

しかし、住民アンケート調査(令和元年5月実施)の「まちづくりに関心がある」との問いに対し「そう思う・ややそう思う」と回答した割合が14.3%にとどまり、10年前の同調査(平成21年:68.1%)と比較し、住民のまちづくりに対する関心が大きく低下している状況にあります。

分かりやすい広報活動、住民と行政の情報共有により相互理解を深め、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努める必要があります。

また、本町においては、女性を中心とした協議会や団体女性部などの活動が行われているものの、住民アンケート調査(令和元年5月実施)「男女が等しく社会参加できる環境づくり」における現状の満足度について「わからない」と回答した割合が半数近くを占めている(45%)ことから、男女共同参画社会の実現に向けた理解が十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策や方針の立案・決定への参画機会の確保、家庭生活における男女の相互協力と家庭外活動との両立の確保など、男女共同参画社会基本法の基本理念に即した施策の実施が、地方公共団体の責務として求められています。

各種審議会委員の女性割合の増加など、ジェンダー【 】平等の達成に向けた取り組みを進める必要があります。

ジェンダー:「社会的、文化的につくられる性差」とされます。持続可能な開発目標(SDGs)では、すべての女性・女兒に対するあらゆる差別や暴力を撤廃し、あらゆる意思決定への女性の参画機会を確保することなどにより、ジェンダー平等の達成を目指すものとしています。

【 施策の方針 】

住民すべてがお互いにその人権を尊重し、誰もが等しく社会・家庭・行政活動に参加できる環境づくりにより、協働のまちづくりを推進します。

【 施策の主な内容 】

- (1) 住民参画によるまちづくりの推進
 - 行政情報の共有化および広聴活動の充実
 - 住民が参加しやすい環境づくり
 - 住民主体によるまちづくり活動への支援
- (2) 男女共同参画社会の実現
 - 男女共同参画への意識づくり
 - 各種審議会などへの女性委員割合の向上
 - ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の普及・浸透

【 目標指標 】

(作成中)

基本目標〇 (協働のまちづくり、自治体運営分野)

政策 2 効率的な自治体運営の推進

施策 1 行政運営

【 現状と課題 】

人口減少や少子高齢化が進行する中、安全・安心な住みよいまちづくりの実現に向けて、人口減少の抑制を図るとともに人口規模に合わせた行政運営を進める必要があります。複雑・多様化する行政課題、住民ニーズに対しても、限られた財源と職員により効率的かつ的確に対応していくことが求められています。

本町では、行財政改革大綱に基づく行財政改革により、効率的で効果的な行政運営を進めるため、住民参画による事後評価の実施やそれらの結果を公表する仕組みの実行などにより、行政の透明化と情報の共有化に取り組んできました。今後も、これらの取り組みを形骸化させることのないよう、誰からも分かりやすい指標の設定や積極的な情報提供など、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

また、地域の実情や住民要望を踏まえ、分権型社会の実現に向けた、住民満足度の高い総合的な行政サービスの提供に努める必要があります。

職員体制については、指定管理者制度の導入などによりスリム化を進めていますが、さらなる人口減少が見込まれる中、限られた人員による行政課題への確な対応が求められています。人事管理制度と職場内外職員研修、とりわけ職場内における人材育成の重要性を再認識するとともに、内部統制制度の適切な運用により、職員一人ひとりが業務の重要性を自覚し、知識および能力向上に継続的に取り組まなければなりません。

本町の役場庁舎は、昭和 44 年の建設から 50 年余りが経過し、老朽化が著しい状況にあります。平成 27 年度耐震改修により長寿命化が図られましたが、役場庁舎には、防災拠点としての役割も求められることから、整備に向けた手法や財源確保など、検討を進める必要があります。

【 施策の方針 】

住民サービスの向上、職員の資質向上に努めるとともに、人口規模に合わせた計画的で効率的な行政運営を進めます。

【 施策の主な内容 】

- (1) 住民サービスの向上

住民満足度の高い総合的な行政サービスの提供
住民ニーズの把握と行政事務の適正な執行
内部統制制度の適切な運用
役場庁舎の改修・整備に向けた検討

- (2) 行政改革の推進
 - 行政の効率化の推進
 - 行政評価および業務検証システムの実行
- (3) 役場組織力の向上
 - 職員の意識改革と能力向上
 - 職員研修体系の構築
 - 組織機構、職員人員配置の見直し

【 目標指標 】

(作成中)

【 関連する主な分野別計画等 】

池田町まち・ひと・しごと創生総合戦略
池田町行財政改革大綱・同大綱実施計画
池田町公共施設等総合管理計画
池田町特定事業主行動計画

基本目標〇 (協働のまちづくり、自治体運営分野)

政策 2 効率的な自治体運営の推進

施策 2 財政運営

【 現状と課題 】

本町の財政状況は、自主財源が限られ、歳入の半分近くを地方交付税が占めることから、国の政策に左右されやすい脆弱な財政構造にあります。このような状況に対応するため行財政改革を推進するとともに、事業の推進にあたっては、中長期的な財政推計により、将来の財政負担を考慮しながら事業の取舍選択と平準化を進めており、自治体財政の健全化を測る各指標は、適正な範囲内で推移している状況にあります。

しかしながら、人口減少による歳入の減少や社会保障費の増加、大型事業の実施による公債費(借金返済の経費)の増加など、本町の財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続く見通しにあります。多様化する住民ニーズへの対応や、人口減少、少子高齢化の進展により、歳入の減少と歳出の増加が見込まれることから、今後も義務的経費の抑制による財政の硬直化の緩和を図るとともに、有利な財源の確保や優先順位の設定など、将来の財政推計に応じた効果的で計画的な事業推進が必要となります。

歳入の確保に向けては、適正な賦課、徴収により町税や使用料の収納率向上、滞納整理および徴収体制の強化に努めるとともに、使用料・手数料の見直し、未利用町有財産の売却など、自主財源の確保を図ります。

歳出の抑制については、事業見直しによる義務的経費の縮減や補助金など交付の適正化に向けた検討を行うとともに、投資的経費については、緊急性や優先度、効果を見極めたうえで進める必要があります。

また、指定管理者制度の推進に加え、専門的・定型的業務の委託など民間活力の導入に向けた検

討を進める必要があります。

公共施設の維持管理については、人口減少等により公共施設の利用需要が減少することも踏まえ、長期的な視点により更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化等、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する必要があります。

【 施策の方針 】

行財政改革を推進するとともに中長期的な視点で各種の財政指標を確認し、将来に向け計画的で効率的な財政運営を進めます。

【 施策の主な内容 】

- (1) 健全な財政運営
 - 財政運営の健全化の推進
 - 自主財源の確保
 - 義務的経費の抑制と有利な財源の確保
- (2) 効率的な財政運営
 - 民間委託等の推進
 - 補助金等に係る交付の適正化
- (3) 町有財産の適正な管理
 - 町有財産の適正管理の推進
 - 公共施設の適正配置と集約化の検討

【 目標指標 】

(作成中)

【 関連する主な分野別計画等 】

池田町行財政改革大綱・同大綱実施計画
池田町公共施設等総合管理計画

基本目標〇 (協働のまちづくり、自治体運営分野)

政策 2 効率的な自治体運営の推進

施策 3 広域行政

【 現状と課題 】

地方分権の進展や少子高齢化、情報化などの行政需要に的確に対応するためにも、広域行政の推進は従来にも増し重要となっています。

本町を含む十勝管内 19 市町村では、十勝圏複合事務組合を設立し、十勝圏ふるさとづくりプランの策定により、帯広高等看護学院や十勝教育研修センターの設置運営、し尿・汚泥やごみの処理、市町村税滞納整理などを行っています。また、同組合での検討を経て、とかち広域消防事務組合が設立され、十勝一円による広域的な消防業務の実施につながっています。

また、水道用水供給事業は 7 市町村で構成する十勝中部広域水道企業団により、介護認定審査会や障害支援区分認定審査会は十勝東部 4 町の共同設置により、専門性の確保や行財政の効率化を進めています。

平成 23 年 7 月からは、帯広市と十勝管内 18 町村が、定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定を締結しています。定住自立圏構想は、「都市機能を有する市と近隣町村が、相互に役割分担・連

携・協力することにより、必要な生活機能を確保し地方圏の人口定住を促進するもの」とされ、具体的な取り組みを定めた共生ビジョンに基づき、今後も自治体間連携を進める必要があります。

音更町及び幕別町との十勝川中流域かわまちづくり事業など、共通する課題への対応や共同による事業の推進に向けた広域連携を進めるとともに、近隣町との各事務・事業における連携についても、引き続き推進する必要があります。

【 施策の方針 】

効率的かつ効果的な行政事務の共同処理を推進するとともに、多様化する行政課題に対応する広域連携を進めます。

【 施策の主な内容 】

- (1) 広域行政の推進
 - 行政事務共同処理の推進
 - 定住自立圏構想に基づく連携事業の推進
 - 他市町村との情報共有など連携の強化
- (2) 新たな広域行政の検討
 - 新たな広域事業の検討

【 目標指標 】

(作成中)

【 関連する主な分野別計画等 】

- 十勝圏ふるさとづくりプラン (十勝圏複合事務組合)
- 十勝定住自立圏共生ビジョン (帯広市・十勝定住自立圏構成市町村)

基本構想「1. 池田町の将来像」検討資料

1. 池田町の将来像

(1) 池田町町民憲章を实践するまちづくり

池田町町民憲章は、町民の行動の規範であり、また、まちづくりの目標・方針となるものとして、開基七十周年の節目を記念し、昭和43年に制定しています。

総合計画では、町民憲章を实践するまちづくりに向けた方策等を定めるものとします。

池田町町民憲章

わたしたちは 十勝川と 利別川に はぐくまれた 池田の 町民です。

1 生きがいの ある はつらつと した まちを つくろう。

つよい ところと じょうぶな からだで
はたらく ことに 誇りと よろこびを。

1 暮らしの 豊かな 明るい まちを つくろう。

しごとを くふうして 生産を 高め
むだを はぶいて 生活を よりよく。

1 ねがいを もつ しあわせな まちを つくろう。

こどもの ゆめを はぐくみ
みずから まなぶ おとなに。

1 ひとを だいに する あたたかい まちを つくろう。

いまを 築いた としよりを うやまい
すべての ひとに 親切と いたわりを。

1 楽しい うるおいの ある まちを つくろう。

きまりを 守り 環境を うつくしく
スポーツに したしみ よい 趣味を。

(2) 将来像

(検討中、作成検討の経過として、下記のとおり)

池田町中学生まちづくりアンケート(令和元年5月実施)により、「これからつくるまちづくり計画へのキャッチフレーズ」を募集し、94名から67案(第4次総合計画に同じとする意見を含む)の回答がありました。

第5次総合計画の「将来像」は、上記による中学生の提案を尊重し、作成したく、協議します。

表示イメージ(基本構想「将来像」への説明補足として)

この「将来像」は、池田町中学生まちづくりアンケート(令和元年5月実施)における「まちづくり計画のキャッチフレーズ」として、中学生から回答があった内容をもとに、新たな総合計画の「将来像」として選定・作成し、池田町まちづくり会議(総合計画審議会)の協議を経て、決定したものです。

基本構想「2. 人口指標」検討資料

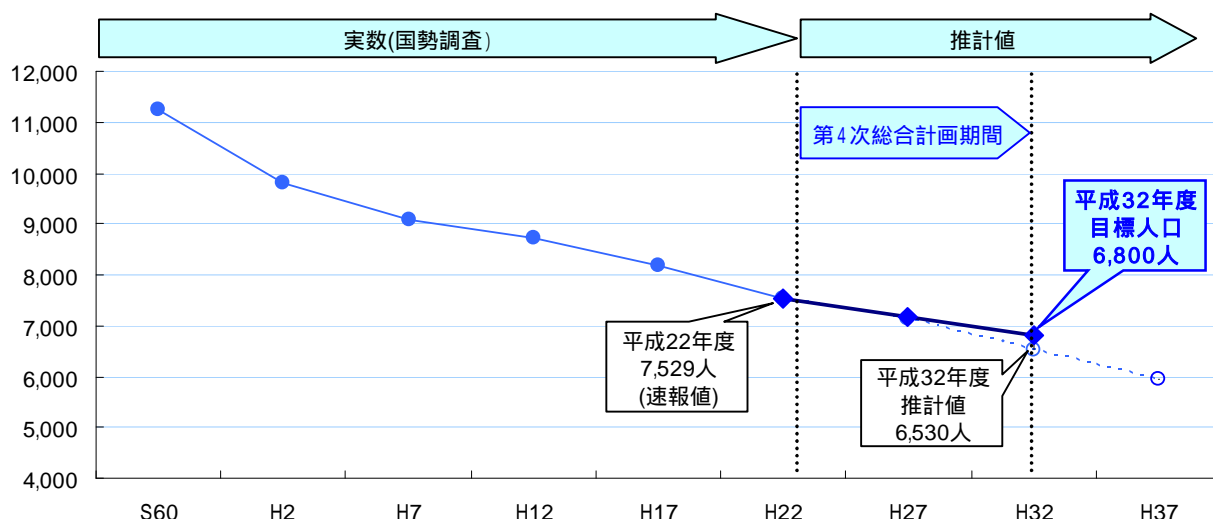
1) 第4次総合計画 - 計画

2 人口指標

本町の人口は、昭和 30 年の国勢調査をピークに減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、第4次総合計画の目標年度である平成 32 年の人口は、6,530 人まで減少すると推計されています。

第4次総合計画では、住みやすいまちづくりに向けた各種施策を展開し、町内への定住促進を図ることにより、平成 32 年の目標人口を 6,800 人とします。

「平成 32 年度における目標人口 6,800 人」(*国勢調査ベース)



2) 第4次総合計画 - 実績

	計画推計	計画目標	実績・見込み
平成 22 年	7,529人	-	7,527人
平成 27 年	7,118人	7,165人 (+47人)	6,882人 (236人、283人)
令和 2 年 (平成 32 年)	6,530人	6,800人 (+270人)	見込推計 6,237人 (293人、563人)

令和 2 年見込みは、国勢調査結果確定前につき、国立社会保障・人口問題研究所推計値により

資料: 実数は国勢調査。推計値は国立社会保障・人口問題研究所における推計。

3) 第5次総合計画 - 人口指標の検討の前に

ア) 人口推計に係る条件等について

人口推計は、国が示す国立社会保障・人口問題研究所の人口推計シートを使用し、作成しています。

ここで言う「人口」とは、5年ごとに行われる「国勢調査」によるものとなります。

そのため、令和2年人口は「確定値」ではなく「推計値」となります。なお、今後、人口動態実績の確定等に伴い、令和2年度人口が変更（修正）となる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

広報紙で毎月お知らせしている人口は、住民基本台帳によるもので、国勢調査によるものとは誤差が生じています。

イ) 人口推計に係る「仮定値」について

今回の人口推計は、下記の条件による「仮定値」をいくつか設定し、行っています。

合計特殊出生率

国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）では、「合計特殊出生率が令和12（2030）年に1.8程度、令和22（2040）年に2.07（人口置換水準）程度となった場合」として、人口推計を行っています。

北海道人口ビジョン（令和2年3月改定）でも、同様の条件により、人口の将来見通しを作成しています。

池田町の合計特殊出生率は、平成20～24（2008～2012）年「1.26」、平成25～29（2013～17）年「1.38」となっています。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数

転出超過（転入者と転出者の関係）

転入者数と転出者数の関係について、住民基本台帳による近年実績では、「50人程度の転出超過」の状況にあります。

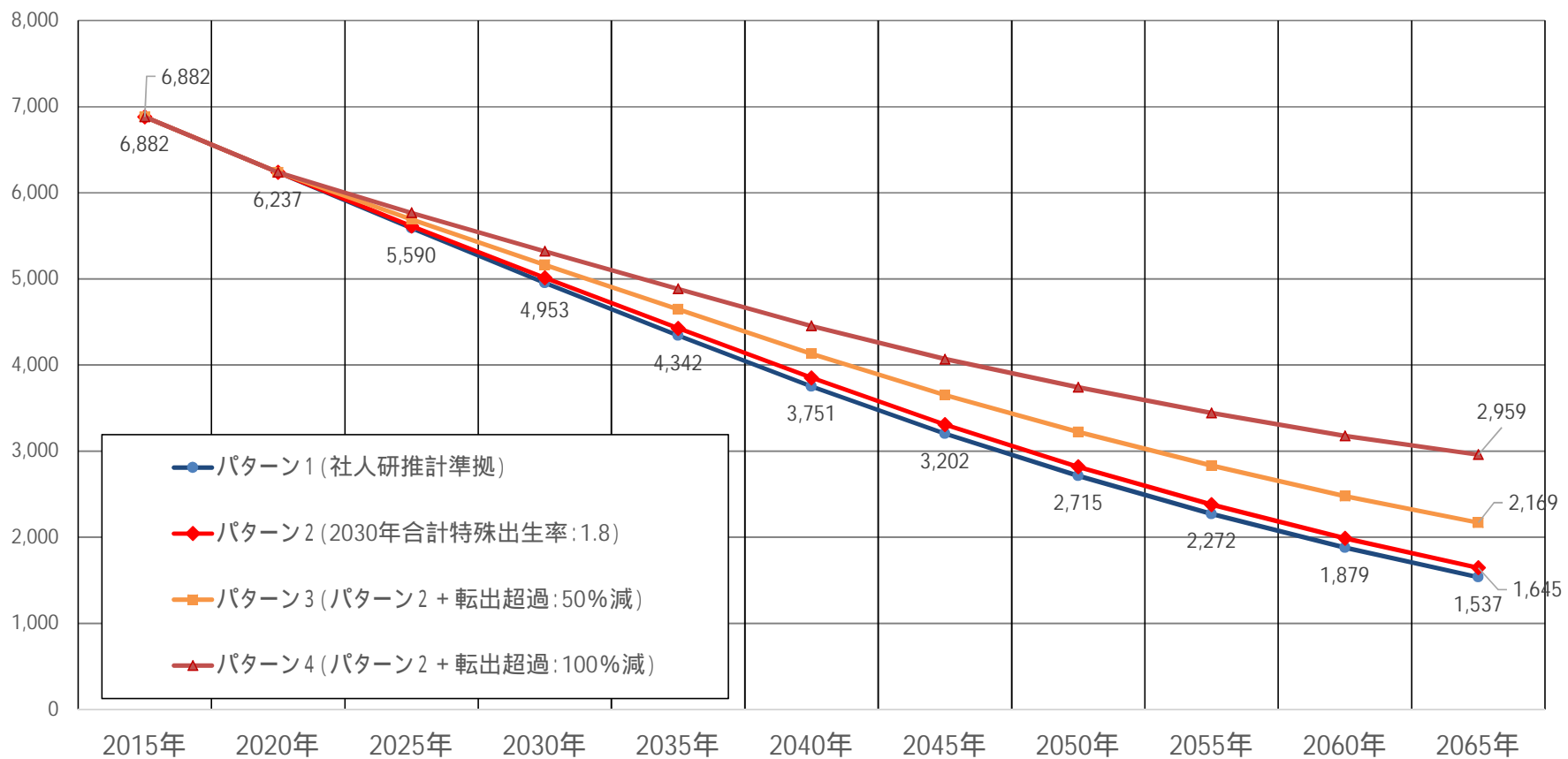
今回は、この「転出超過」の状態を一定程度改善できた場合を仮定し、人口推計を行っています。

例えば、「転出超過：年50人」であった場合、10年間の影響は、次のとおりです。

「転出超過：年50人」の場合の、転出超過の減少（抑制）の試算
50人/年 × 10年間 = 転出超過：500人/10年間
50%減少の場合：500人の50% = 250人の減少抑制効果
25%減少の場合：500人の25% = 125人の減少抑制効果

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
パターン1 (社人研推計準拠)	6,882	6,237	5,590	4,953	4,342	3,751	3,202	2,715	2,272	1,879	1,537
パターン2 (2030年合計特殊出生率:1.8)	6,882	6,237	5,614	5,012	4,426	3,852	3,307	2,820	2,380	1,987	1,645
パターン3 (パターン2 + 転出超過:50%減)	6,882	6,237	5,691	5,163	4,647	4,134	3,652	3,224	2,832	2,478	2,169
パターン4 (パターン2 + 転出超過:100%減)	6,882	6,237	5,768	5,321	4,886	4,454	4,068	3,741	3,443	3,178	2,959

池田町 推計人口



基本構想「3．土地利用の方向」検討資料

3．土地利用の方向

本町の総面積は 371.79 km²で、山林が約 46%、農地が約 21%、牧野が約 15%、宅地が約 1%、その他雑種地などが約 17%となっており、土地利用の状況で大別すると市街区域、農業区域、自然（森林）区域に分けられます。

土地利用は、まちづくりの基本であり、長期的な視点に立って計画的に進める必要があります。

（1）市街区域

将来的な人口動態を踏まえ、住居区域の拡大を抑制しつつ、住居地域、商業地域および工業地域、道路、公園緑地、公共施設などの適正配置に努めるとともに、土地建物の有効利用や継承を支援することにより、利便性の高い市街地形成と計画的かつ合理的な土地利用の推進を図ります。

池田市街地は、公共施設の集約化と未利用土地建物の有効利用やまちなか居住を推進し、市街地機能の維持に向けた施策の実行に努めます。

利別市街地は、良好な住環境の保全による住民利便性の確保を図るとともに、交通アクセスの良さをいかした産業・企業等機能の維持拡大に向けた施策の実行に努めます。

高島地区は、北部地域住民の生活機能の維持に向けた施策の実行に努めます。

（2）農業区域

基幹産業である農業のさらなる振興に向け、生産基盤である農地の保全と優良農地の確保、農地の集積化の促進と遊休農地の発生防止に向けた施策の実行に努めます。

（3）自然（森林）区域

国土の保全、水源かん養および快適な生活環境の保全などにより、持続可能な林業経営と、森林の持つ公益的機能の維持・向上の両立に向けた施策の実行に努めます。

基本構想「5．まちづくりの基本目標」検討資料

5．まちづくりの基本目標（施策の大綱）

基本目標○：（仮称）子育て支援、福祉、保健・医療分野

政策1 子育て環境の充実

少子化や核家族化の進行をはじめ、ひとり親家庭の増加や地域コミュニティの希薄化により、親の不安感や負担感が増えています。また、女性の社会進出や就労形態の多様化により、保育の需要が増加しています。

子どもたちを健やかに育むため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制と保育環境の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に努めます。

政策2 福祉の充実

社会構造が変化し、多様化・複雑化する福祉課題を解決するには、公的なサービスだけでなく、地域社会全体で見守り合える体制が必要であり、支え合いや助け合いなど地域住民の協働によるまちづくりが求められています。

共に支え合いながら参加できる健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、豊かな人間関係の中で誰もが生きがいを持って自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めます。

政策3 保健・医療の充実

急速な高齢化の進展や生活習慣の変化により、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。健康寿命を延伸するためには、生活習慣病の発症と重症化の予防対策が重要です。住民ひとり一人が自らの健康づくりに取り組むことができるよう各種健康診査、健康相談等の保健サービスの充実に努めます。

また、地域包括ケアシステムを推進するため、十勝いけだ地域医療センターを中心とした地域医療体制の充実に努めます。

基本目標○：(仮称)産業分野

政策1 農林業の振興

農業経営体数の減少や担い手・後継者不足が課題となっており、農地の集約化や作業省力化、担い手の育成・確保に向けた対策により、農業経営の体質強化を図ります。

将来を見据え、農地の大区画化や水田(転作田)地域の畑地転換を推奨し、大雨など災害に強い農業生産基盤整備に取り組むとともに、農村の多面的機能の発揮のため、環境に配慮した農業を推進し、農村景観の維持活動を促進します。

農業・農村の重要性や食の大切さを伝えていくため、食育・地産地消の推進および情報発信に努めます。

持続可能な林業経営と森林の持つ公益的機能の維持・向上との両立を実現するため、間伐施業や皆伐後の確実な再生林、天然林の健全化、地域材の地位・森林価値の向上などに努めるとともに、林業への関心や自然環境の保全に対する認識を醸成し、担い手の育成・確保を図り、木育事業を推進します。

政策2 商工業・観光の振興

生活圏域の広域化や消費者ニーズの多様化により、消費購買力の流出が課題となっています。販路の開拓や新商品の開発、店舗間連携によるイベント開催など商店街に人を呼び込む取り組みを支援し、愛町購買運動を推進します。また、関係団体との連携により、経営力の強化を支援します。

工業および建設業の振興は、地域活力の向上と雇用の場の確保につながるものとして、まちづくりに重要な役割を果たしており、魅力的な地場産品開発への支援や、中小企業者の受注機会の確保に努めます。

地域特性を生かした企業の育成と、企業誘致につなげる情報収集および情報発信に取り組めます。

観光振興では、食や景観といった豊富な地域資源をより魅力的に組み合わせ、観光客の満足度を高めることなどにより通過型観光からの脱却を図り、観光を通じたまちづくりを進めます。

政策3 ブドウ・ブドウ酒事業の推進

ブドウ栽培・ワイン造りによる地域産業の振興に寄与してきた事業の更なる安定運営を図り、次世代へ継承し、十勝ワインを通じ、まちを知り、郷土愛を育むことができるよう事業運営における地域連携を深めていきます。

寒冷地に適した独自品種の開発を進め、ブドウ栽培の普及、原料調達の安定化に努め、辛口・熟成にこだわり続けた本物志向のワイン造り、加えて、北国ならではの酸味を生かした個性・地域性溢れる魅力ある商品の提案、販売先との関係強化、販売増を図ります。

新生ワイン城がより一層地域住民に愛され、集う施設となり、本町独自のワイン文化を発信することで、住民のブドウ・ブドウ酒事業への愛着を深めることを目指します。

政策4 勤労者福祉の充実、消費者の保護

あらゆる業種において後継者や担い手の確保が課題となっており、高齢化の進行に伴う介護人材の確保、障がい者の自立と社会参加の促進および就労定着などの取り組みを支援します。また、勤労者福祉制度の加入促進、雇用機会の拡大に向けた支援に努めます。

消費者の知識不足や判断力不足につけ入るような悪質商法が増加し、架空請求や振り込め詐欺などその手口も巧妙化し、消費者を取り巻く環境は年々複雑化していることから、消費生活に関する相談窓口の開設、関係機関の連携などにより、消費者被害の防止に向けた情報提供や啓発活動に努めます。

政策 5 産業連携、起業化の推進

(令和 2 年 1 1 月開催の池田町まちづくり会議にて検討の予定)

基本目標○:(仮称)生活基盤等分野**政策 1 計画的な土地利用の推進**

土地利用は、まちづくりの基本であり、長期的な視点に立って計画的に進める必要があります。

将来的な人口動態を踏まえ、住居区域の拡大を抑制しつつ、住居地域、商業地域および工業地域、道路、公園緑地、公共施設などの適正配置に努め、土地建物の有効利用や継承を支援することにより、利便性の高い市街地形成と計画的かつ合理的な土地利用の推進を図ります。

また、基幹産業である農業のさらなる振興に向け、生産基盤である農地の保全と優良農地の確保、農地の集積化の促進と遊休農地の発生防止に努めるとともに、国土の保全、水源かん養および快適な生活環境の保全などにより、持続可能な林業経営と森林の持つ公益的機能の維持・向上の両立するための取り組みを推進します。

政策 2 安全安心、情報化の推進

住民が生涯にわたり安全で安心して生活できるよう、地震や集中豪雨など想定を超える大規模災害や新たな感染症にも備えるよう、自主防災組織の育成や避難訓練の実施などにより、地域防災力の強化を図ります。高齢者を中心とした消費者被害や詐欺などの犯罪、交通事故についても警察や関係団体と連携し、地域力を生かした安全安心な町を目指します。

I C T (情報通信技術) が急速に進歩し、経済活動や住民生活に欠かせない技術となっています。町内の高速通信網を安定的に使用できるよう維持管理に努めるとともに、行政サービスにおいても、I C T を活用した地域の課題解決や活性化、住民生活の利便性と効率性の向上に向け取り組みを進めます。

政策 3 生活基盤の整備

住民の日常生活や経済活動を支える生活基盤施設は、少子高齢化・人口減少社会であるほど重要になります。

それらを安全・安心して使用できるように必要な費用を確保しつつ適切な維持管理に努め、今後できる限り長寿命化しながら使用していかねばなりません。また、施設の更新に必要な費用は高額となるため、実施にあたっては、必要性や優先度を多角的に比較検討する必要があります。

政策 4 生活環境の整備

住環境、自然環境、環境美化を通じた生活環境を次世代へ継承していかなければならない中、経済、社会、環境の 3 側面すべてに対応する S D G s を踏まえた持続可能な社会へと変えていくことが求められています。

経済活動を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、自然と人間との共生や地域間の共生を図り、循環共生型の社会を推進し、誰もが住み慣れた地域で、安心して快適な暮らしを続けられる環境づくりに努めます。

基本目標〇：(仮称)教育、芸術文化・スポーツ分野**政策1 学校教育の充実**

急激に変化する社会を生き抜くためには、新しい社会や経済に対応する力の育成だけではなく、変化の背景や本質を見抜き、主体的に社会に参画していく力を育成していくことが必要です。「社会で生きる力」の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びを実践し、子どもたちに未来を拓くために必要な資質・能力を身に付けさせるとともに、グローバル化、科学技術の進展、高度情報化社会など社会の変化に対応する教育を推進します。

よりよい社会の実現に向けて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働するために必要な資質・能力の育成が求められています。豊かな人間性の育成に向けて、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさとへの誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

政策2 社会教育の推進

潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要となります。学びを活かす地域社会の実現に向けて、地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

変化の激しい社会を生き抜く力は、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるもので、家庭や地域との連携・協働が不可欠となります。地域と学校の連携・協働を推進するとともに、生まれ育った環境などにより左右されることなく、健やかな育ちを支える教育環境づくりを進めます。また、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

政策3 芸術文化・スポーツ活動の振興

芸術文化は、人々に潤いのある心豊かな生活をもたらすだけでなく、青少年の豊かな創造性や情操を育む上で重要な役割を果たしています。生涯を通じた芸術文化の活動を推進するとともに、住民の共有財産である郷土資料の保存・活用に取り組みます。

体力は、あらゆる活動の源として、健康の維持のほか意欲や気力の充実にも大きくかかわり、心身ともに健やかに生きるためには、子どもの頃から、体力の向上、健康の確保を図ることが重要です。生涯にわたり健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育の充実に取り組みます。

基本目標〇：(仮称)協働のまちづくり、自治体運営分野**政策 1 協働のまちづくりの推進**

まちづくりは、住民と行政がともに将来の町の姿を見据え連携して取り組むことが重要です。積極的な情報公開と情報の共有化を図るとともに、まちづくりへの多様な住民参画機会を確保し、広聴活動を推進することなどにより、ともに考えともに行動する協働のまちづくりを進めます。

人口減少や高齢化による担い手不足など、地域活動を取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。地域における相互扶助、住民同士の見守りや手助けの仕組みを再構築し、住民と行政が相互に理解を深め、地域の自主性を尊重した取り組みを進めます。

地域の特色を生かした国際交流・地域間交流を推進し、地域の活性化につながる移住者の受入体制づくりを進めます。

政策 2 効率的な自治体運営の推進

人口減少がより一層進行する状況の中、各種施策の実行により定住を促進し、人口減少の抑制を図るとともに、人口規模に合わせたまちづくりを進める必要があります。本計画の期間内には、本町の人口は5千人を下回ることが見込まれていることを踏まえ、公共施設の集約化や事務事業の見直し、自主財源の確保などの行財政改革に努め、限られた財源、限られた人員による効率的かつ効果的な行財政運営を進めます。

あわせて、複雑多様化する住民ニーズへの的確な対応、住民から信頼される町行政の推進に向け、職員の資質の向上に努めるとともに、行政事務の共同処理や民間委託などを進め、住民に分かりやすい組織体制づくりを進めます。

また、防災拠点としての役割も求められる役場庁舎の改築に向けた手法の検討や財源確保に向けた取り組みを進めます。

基本構想「4.まちづくりの基本方針」検討資料

総合計画の推進に際し、分野や施策を横断する共通的な考え方について、「まちづくりの基本方針」として定めることとしています。

内容は、池田町第5次総合計画、本町のまちづくりに関する部分が中心となりますが、そればかりではなく、国や北海道、社会全体のあり方なども含め、作成することとします。

原案作成にあたっては、北海道総合計画において、これも分野や施策を横断し、北海道総合計画が「めざす姿」の実現に向けた具体的な姿として「7つの将来像」を定めています。

本町でも共通する課題や方向性として、この北海道総合計画の内容に基づき、6点について整理しています。

4.まちづくりの基本方針

本町が抱える課題は、単一の分野、施策だけで解決できるものばかりではなく、各分野における施策・事業の推進に際し、同じ方針、同じ視点により連携・連動した取り組みが必要となります。

第5次総合計画では、将来像や基本目標の実現に向け、6つの基本方針を設定し、住民と行政がその考え方や方向性を共有します。

(1)子育てしやすいまちづくり

身近な地域で安心して妊娠、出産、子育てができる保健・医療・福祉・教育などの施策の推進とともに、子どもや子育て世代が集える環境の整備、若年層の雇用や多様な働き方に見合う就業環境の確保、既存の土地・建物の有効活用など住環境の整備促進、子育てと仕事や社会参加が両立可能な環境づくりへの機運の高まりなどにより、地域全体で子どもの育ちを支える、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(2)心豊かに住み続けられるまちづくり

健康づくりや介護予防、生活援助、地域医療体制の充実などの施策の推進とともに、買い物や通院への移動手段の確保、ふるさと教育や食農教育の推進、女性や若者、障がいのある方などの職場定着や就労機会の拡大、多様性を認め合い、互いに見守り支え合う福祉社会の実現への機運の高まりなどにより、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが心豊かに住み続けられるまちづくりを進めます。

(3)豊かな自然と共生するまちづくり

自然環境の保全、資源循環型社会の形成に向けた施策の推進とともに、農業農村・森林の公益的機能の維持と持続可能な農林業経営との両立、温室効果ガス排出抑制の取り組みの促進、エネルギーの自給・地産地消に向けた方策の検討、地球温暖化防止や環境負荷の低減への機運の高まりなどにより、豊かな自然と共生し、次世代へと継承するまちづくりを進めます。

(4)産業が連携し活性化するまちづくり

地場産業の育成や経営体質の強化、高付加価値化に向けた施策の推進とともに、農林業と商工業、観光への産業間連携の促進、起業や事業継承が可能となる仕組みの構築、ブドウ・ブドウ酒事業のブランド化の推進と地域連携の強化、地域内循環、地域内消費への機運の高まりなどにより、新たな産業や雇用、関係人口の創出につながる、産業が連携し活性化するまちづくりを進めます。

(5) 災害に備える まちづくり

建築物の耐震化促進や水防対策の推進、災害時における避難場所および物資の備蓄、供給体制の確保とともに、緊急連絡手段の整備、浸水区域を踏まえた土地利用方針・公共施設整備方針の策定、自主防災組織の育成と防災教育・避難訓練の継続、主体的な避難行動への理解と「自助、共助、公助」への認識の高まりなどにより、自然災害の発生に備えるまちづくりを進めます。

(6) 住民と行政の協働による まちづくり

行政情報の共有化や広聴活動の推進、多様な住民参画機会の確保とともに、町職員の人材育成・能力向上による住民サービスの向上、主体的な地域コミュニティ活動の推進、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり、まちづくりへの参加・参画に対する機運の高まりなどにより、住民と行政による協働のまちづくりを進めます。